

入札監理小委員会  
第675回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第675回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年10月28日（金）13：45～15：43

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

- 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業（海上保安庁）
- 機構内ネットワーク機器等更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務（国立研究開発法人海洋研究開発機構）
- 現場技術業務（農林水産省）
- 教育訓練講座受講環境整備事業（厚生労働省）
- システム技術支援業務（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）

### 3. 閉会

#### <出席者>

関野主査、梅木副主査、井熊専門委員、大山専門委員、柏木専門委員、加藤専門委員、  
宮崎専門委員

#### （海上保安庁）

海洋情報部 技術・国際課 海洋情報技術調整室 馬場室長  
山谷主任海洋情報技術官

#### （国立研究開発法人海洋研究開発機構）

情報セキュリティ・システム部 情報システム課 堀内課長  
豊村課長代理  
情報セキュリティ・システム部 情報セキュリティ統括課 西川課長  
経理部 調達課 野村課長  
経理部 契約調整課 大門課長

#### （農林水産省）

農村振興局 整備部 設計課 施工企画調整室 上條課長補佐

#### （国土交通省）

北海道開発局 農業水産部 農業設計課 正野課長補佐

(厚生労働省)

人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事官室 谷口参事官  
引田室長補佐

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構)

安全・信頼性推進部 杢野部長  
鈴木技術領域上席  
安全・信頼性推進部 システム安全・軌道利用安全推進ユニット 葛西技術領域主幹  
佐藤主任研究開発員  
調達部 研究・事業調達室 菊地参事

(事務局)

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第675回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業の実施要項(案)について、海上保安庁海洋情報部技術・国際課海洋情報技術調整室、馬場室長から御説明をお願いしたいと思います。

○馬場室長 海上保安庁海洋情報部の馬場でございます。本日はよろしく御願いたします。

本事業の事業概要について、まず御説明させていただきます。お手元の資料A-2の実施要項の別添の1ページになりますけれども、通し番号で右下の100分の29になります。

海上保安庁海洋情報部の電子計算機システムは、海上保安庁が測量船及び航空機により実施する海の測量・海洋観測などで収集した海洋データを処理、解析するために、本庁海洋情報部のみの職員でございますけれども、本庁150名、それから地域におきましては、北は北海道から南は沖縄までの11か所の管区の海洋情報部職員125名、合わせて275名が利用する海洋情報部の基幹システムです。本システムにおいて収集、解析した海洋データは、その後の使用に備えて保管するとともに、庁内、関係機関、一般国民にそのデータ、成果を提供しております。今回の調達作業は、平成30年1月に導入し5か年が経過した現システムの更新に係るもので、市場化テストの2期目に当たります。

作業の概要としては、大きく分けまして2つございます。ページは次の100分の30ページになりますけれども、契約から令和6年1月末までの想定8か月間を取付調整・移行作業としております。それから、2つ目の作業としまして、令和6年2月1日から令和11年1月31日までの60か月が、機械及びソフトウェアの借入保守となります。この2つの作業から構成されております。

続きまして、システム調達に関する課題について御説明させていただきます。第1期の未入札業者の意見や委員会で御指摘のありました課題につきまして、資料A-7を御覧ください。1枚ものでまとめております。

この左の項目の第1期の評価の枠の中に記載しておりますけれども、第1期での課題でもありました1者応札が継続しているという件に関しまして、未入札業者の御意見、入札監理委員会での御指摘がありました、移行作業でのリスクが高くなっている、新規参入の障壁となっている要因としまして、3つございます。1つ目が、古いプログラミング言語を含む自製プログラムの改修、主にFORTRANとかCで作成されておりました。それ

から、特殊なUNIXオペレーションシステムであるHP-UXの移行に係るもの。それから3つ目としまして、地方拠点の保守要件が厳しいと、この3つの指摘がございました。

これらの対応としまして、今回の第2期では、システムの更新において入札の競争性を増すため、まずは、第1期から継続ではありますけれども、自製プログラムの移行作業は本契約から切り離しており、そのことを仕様書の中に明確に記載しております。

次に、令和5年度のシステム更新までに全て新しい言語または一般的なOS上で動作するように移行作業を行っております。特にFORTRANによるプログラムは、今年度中に外部業者に新しいプログラムへの改修が完了する予定です。これに併せて、特殊なUNIXオペレーションシステムであるHP-UXは廃止、更新せず、業務アプリケーション及びデータは一般的なOS、LinuxまたはWindowsサーバへ移行することにしております。

次に、3つ目の指摘にありました、サーバが設置されている本庁海洋情報部の保守対応時間及び手段と、地方部署に設置のPCの保守対応時間及び手段の条件を分けることで、特定の業者が有利にならないように記載しました。

さらに、一番下のその他の項目に書いておりますけれども、第2期では、インターネットサーバ及び海洋データ国際交換システムサーバ、これらは主に外部への情報提供を行うものですけれども、ガバメントクラウドを利用するためのクラウドサービス要件を記載しております。こちらは、セキュリティの強化対策のためでもございます。

調達の手続としまして、実施要項（案）について意見招請を行っておりまして、12者から受領しました。5者から御意見をいただき、幾つかの御意見に関しては競争性を増す記載に修正しており、詳細については資料A-6を御覧ください。個々についてはここでは説明を省かせていただきます。

また、さらに入札の希望者を増やすために、令和5年2月頃には入札官報公告後、説明会を実施することとしております。

以上で説明を終わります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○梅木副主査 御説明ありがとうございました。

今御説明いただいたところで、対策の1番、2番のところでは、要項の100分の81ページのところにあります別表10で、移行については御庁のほうで実施されるということをおっしゃっておられたのですが、こちらの別表10を拝見したところ、対象のサーバがリストアップされていて、移行作業のところに「データプログラムのコピー」であったり「プログラム移行」と書いてあったりなどというところで、そういう違いによって対象の範囲が分かるかというのを記載されているということだと思いますけれども、このときに、小委員会のときの御指摘として、第三者による動作確認を行うという仕組みについて検討されたらどうかというコメントがあったと認識しておりますが、そこについての対応というものがいま一つ記載では分かりにくいのではないのかと思うのですが、こちらはいかがでしょうか。

○山谷主任海洋情報技術官 海上保安庁海洋情報部、山谷でございます。

ただいまの御質問につきましては、第三者ということで、基本、大きな重要なプログラムにつきましては、これとは別途契約をしまして、移行作業及びプログラムの改修作業を行います。あと、ここにありますリアルタイム海況サーバ等の当庁でのプログラムの動作確認につきましては、別途テストサーバを設けまして、我々のほうで移行作業をしつつ、現行の保守業者の協力を得ながら、移行作業を進めていきたいと考えております。

○梅木副主査 分かりました。そういう意味では、移行作業のところに「プログラム移行」とか書かれていないところは対象でないと読み取ることはできるのですが、もしできれば今御説明いただいたことを下のほうに脚注でも記載されると、第三者から見たときに、より作業の範囲というのが分かりやすいのではないかと思います。御検討いただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○馬場室長 ありがとうございます。検討させていただきます。

○大山専門委員 説明をありがとうございました。

第一の印象ですが、しっかりよく頑張ったと思っています。そして、重要なところを押さえていただいたと思います。ただ、これで競争性が上がらなかつたらどうするのだろう、どうだろうというのが次の心配になるのですが、1点、それと同じレベルで心配なのは、実際には海上保安庁のほかの業務についてなのだと思いますけれども、業務の追加、具体的にはソフトウェアを追加するとか改修するということが起こってくるのでしょうか。そのときに、ハードウェアとソフトウェアの切り分け、責任をどう切っていくのか、そこに対して海上

保安庁がどのように間に入っていくのかというのが、分割すればするほど難しさが増してしまうというのが一般的なので、競争性を上げるとともに、発注側の責任が重くなると、そのところが取り越し苦労ならいいのですけれども、しっかりやっていただけたと思うのですが、海上保安庁としては御心配なさっているのではないかということをお聞きしたい。ただ、こちらの立場から見れば、頑張ってくださいとしか言いようがないので、今のところ、申し訳ないのですけれども、それが印象です。どのようにお考えですか。

○馬場室長 御意見ありがとうございます。業務をシステム上でやるということに関しまして、現在どういったシステムが使えるのかということをもまずは調べないといけないということがございますし、それから海上保安庁という特殊な業務というものがございまして、それがいかに実現できるかという技術的な課題もございまして。その中でバランスを見ながら、具体的に可能なものをまずは十分調べて、技術者の意見をいただきながら構築していくということになります。なかなか、我々海洋情報部自体が、それほど特殊な業務に従事しているわけではございません。むしろ、海洋科学的な調査を実施して、それを解析し、情報サービスをするということになってきますので、今はサービスの面では非常にネットワークが発達しまして、IT業界が発達しておりますので、むしろ実現する度合いが非常に大きくなるのではないかなと期待しております。いずれにしても、十分に市場の状況、技術の発展状況を見ながら、ニーズに合った形でのサービスというものを展開していきたいと考えております。

○大山専門委員 ありがとうございます。今の、特に公開用をガバメントクラウドにするとか、オンプレと併用するという、この辺の考え方もしっかりしていて良いと思うのですが、この先のことを含めて、IT業界は技術も含め大きく変化しますので、ぜひそこはしっかりウオッチいただきながら、必要に応じて専門家の意見を聞きながら進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○馬場室長 ありがとうございました。

○井熊専門委員 いろいろ御検討ありがとうございます。大山先生が言われたように、かなりいろいろ検討が進んでいると思いますが、これはある意味特殊な分野のシステムであるだけに、どのような経験を持っている事業者であればこのシステムを引き継ぐことができるか、そういう事業者のキャリアというか、そういったものに対する想定はされているのか、見込みがあるのかということと、今回ヒアリングした、ニーズを拾った先には、そういう事業者が存在しているのかということについてお話しいただければと思います。

○馬場室長 システム改修につきまして、そこが大きな障壁になっていたわけなのですが、実は、積み上げてきたリソース自体、非常に古いといいますが、技術的にはクリアできるものが多いございましたので、その辺りに関してはあまり心配はしておりません。業者が対応可能かどうかというのは十分事前に調査しておりますし、そのための技術的な評価に関してもいろいろな方の意見をいただきながら決定しておりますので、今御心配、御指摘いただいた部分に関しては、これまでうまく対応できているかなと考えております。

○井熊専門委員 ありがとうございます。結果を期待しております。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。事務局から、何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 御意見ありがとうございます。いただきました意見のうち、今回修正を検討いただきたいという御指摘が1点ございました。梅木委員からの御指摘のところ、移行作業の関係で、要項の100分の81ページの別表10について、脚注などに、実際に移行するものに関して具体的に記載を行うように注釈することを検討いただきたいという御指摘がありました。こちらで内容はよろしいでしょうか。

○馬場室長 海上保安庁のほうはそのように理解しております。

○事務局 梅木委員、こういった御指摘でよろしいでしょうか。

○梅木副主査 結構です。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。こちら、確認事項としては1点、以上でございます。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、海上保安庁におきましては、引き続き脚注の検討をいただきまして、事務局を通しまして、各委員が確認した後に手続を進めるようお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。

○馬場室長 ありがとうございました。

○山谷主任海洋情報技術官 ありがとうございました。

(海上保安庁 退室)

(国立研究開発法人海洋研究開発機構 入室)



○事務局 続きまして、機構内ネットワーク機器等更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人海洋研究開発機構情報セキュリティ・システム部情報システム課、堀内課長から御説明をお願いしたいと思います。

○堀内課長 海洋研究開発機構情報セキュリティ・システム部情報システム課の堀内です。よろしく願いいたします。

それでは、ネットワーク機器等更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務について御説明したいと思います。

本案件は第2期目になります。第1期目では、1事案の中に3つの業務を取りまとめておりましたけれども、競争性の確保に課題があるということから、第2期では、この対策として、2つの業務に分割することとしました。1つ目が、機構内ネットワーク機器の賃借等、2つ目に、セキュリティ監視支援業務となります。

最初に、機構内ネットワーク機器の賃借等について、主には変更点を踏まえて御説明したいと思います。資料B-3-1、事業概要の後ろのほうを参照ください。こちらは、機構内ネットワーク機器の賃借等の概要となります。

履行場所についてですが、当機構の全6拠点になります。事業規模として、ネットワークの更新については、全6拠点を対象に約220台のネットワークスイッチを更新いたします。

契約期間、こちらは賃借期間になりますけれども、2024年4月1日から2030年3月31日、72か月となります。

主な請負内容になりますけれども、1つ目に、全6拠点のネットワークスイッチの更新、2つ目に、契約期間中（6年間）の機器賃借及び保守、3つ目に、ネットワークの運用監視、情報基盤サービスの運用支援になります。4つ目として、ネットワーク障害時の切り分けと障害対応になります。

第2期に当たり実施要項の作成に当たって留意した点として、次に、別の資料になりますけれども、B-6-1の指摘事項に対する仕様書（案）の変更点を御覧ください。第1期と第2期の変更点について、こちらに記載しております。

1つ目に（1）として、運用支援業務における常駐要件の見直しとして、競争性の確保のため、3つの点について見直しを行っています。まず1つ目として、運用支援業務について、リモートでの対応を認め、機構への常駐を義務付けないようにしています。また、受託者において柔軟な人材配置ができるように配慮しています。2つ目として、要員の人

数の定めをなくし、受託者において柔軟に対応できるように配慮しております。3つ目として、時間外対応の要件をなくし、原則として平日の9時～17時30分での対応となるように配慮しております。具体的な内容については、下の新旧対照表に記載のとおりとなります。

2つ目として、2ページ目になりますけれども、(2)のスキル要件の見直しです。こちらは、システム運用支援業務におけるスキルの要件について見直しを行っております。1つ目として、ネットワークに関するスキル要件を見直して、提案機器メーカーの認定資格以外でも対応可能とするなど、受託者において柔軟な人材配置ができるように配慮しております。2つ目として、PCヘルプデスク業務を削除することにより、PCに関するスキル要件をなくし、受託者の参入障壁を下げるように配慮しております。こちらについても、具体的内容については下記の新旧対照表について御確認いただければと思います。

さらに、運用支援業務の記載内容についても見直しを行ってありまして、具体的には、資料は飛びますけれども、資料B-2-1、実施要項(案)の56ページ目になります。56ページ目の内容になりますけれども、こちらにネットワーク運用支援の詳細について記載しております。こちらは、運用支援の対象の機器等、運用支援の内容を具体的に示すことによって、多くの業者に参入いただきたいと思っております。主な内容としましては、マニュアルをこちらで用意して、受託いただける業者の負担を軽減していただきたいと思っております。

56ページ目の1のネットワーク運用支援の詳細についてになりますけれども、具体的に変更した箇所として、2)の無線LANネットワークの運用状況監視について、具体的な作業内容を記載しております。

また、3)のネットワークの点検についてでありますけれども、こちらは、むつ、高知、GODACなど、場所的に遠いということもありまして、点検をなくして、横浜研究所、横須賀本部についても、年の点検の回数を減らしております。

また、次のページの57ページ目になりますけれども、6)ネットワーク構成変更に伴う設定変更、こちらについては、今までネットワーク構成変更に伴う設定変更のみと記載しておりましたけれども、具体的な頻度とかを記載するようしております。

また、下の(2)の情報基盤サービスの監視及び運用支援におきましては、3)のファイアウォール及びウェブサーバへの各種登録作業、そして、58ページ目になりますけれども、①から③として、具体的な作業内容を記載しております。

次に、60ページ目になりますけれども、こちら、「機構ネットワーク機器の賃借等」においては、総合評価としております。

総合評価の内容として、3の提案書の内容になりますけれども、(3)の過去の実績については、過去10年間の民間企業、国の機関、国立研究開発法人、地方自治体の同規模以上のネットワーク機器というところで過去の実績を御記入いただきたいと思っております。

そのほか(4)のネットワーク機器の賃借、61ページ目の(5)のネットワーク運用支援、62ページ目の(6)の情報セキュリティ要件、これらを基に評価をしたいと考えております。

次に、セキュリティ監視支援業務の概要について御説明したいと思います。こちら資料B-3-2の事業概要を御確認ください。

こちらの履行場所については、横浜研究所に設置してあるセキュリティ監視機器、IP Sになりますけれども、こちらの監視を行っていただくこととなります。

事業規模として、監視対象は、横浜研究所のDMZネットワークと機構内ネットワークの接続箇所の2つのポイントとなります。

契約期間は、2024年4月1日から2027年2月28日の2年11か月となります。これは本件で使用するセキュリティ機器のリース期間と合わせているため、この契約期間となっております。

主な請負内容になりますが、1つ目として、24時間365日の有人不正アクセスの監視、2つ目として、検知及び遮断ポリシーの最適化、3つ目として、不正侵入防止装置に対するシグネチャの適用、4つ目として、危険度が高いイベントを検知した場合の通報及び技術的な問合せ、5つ目として、月次監査報告書の提出となります。

こちらについても、第2期目の実施要項作成に当たって、変更点については、まず資料は替わりますが、B-6-2、指摘事項に対する仕様書(案)の変更点の資料を御確認ください。こちらは、監視要件の見直しというところで競争性の確保をしたいと思っております。内容としては、監視機器のシグネチャについて、独自に開発することを義務づけないことにより、受託者の参入障壁を下げたいと思っております。具体的な内容については、こちらの表のとおりとなります。こちらのセキュリティ監視支援業務については、最低価格落札方式として進めたいと思っております。

また、事前に、セキュリティ監視支援業務のリース契約で締結される機器が有する監視機能が及ばないインシデントが発生した場合の支援業者の責任範囲について御指摘いた

いております。こちらについてはちょっと仕様書の修正が間に合いませんでしたけれども、この御指摘の内容を踏まえて、別途リースをしているセキュリティ監視機器が有する監視機能が及ばないインシデントに関する責任範囲を明確にするよう、仕様書を修正したいと思っております。資料の修正については、小委員会後に提出させていただきたいと思っております。以上が説明となります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 説明ありがとうございます。それからまた、質問したことに対する答えをいただきまして、ありがとうございます。

これから修正したものをまた見せていただけるということなので、そのときの間違いとか、勘違いがないようにするために、一言だけ補足させていただきたいと思っております。例えば今、3つの監視装置があるとします。それぞれ納入あるいはサービスで、最初の機器を導入した時期が異なっている。そうすると、同じ監視という業務を3者が受けたときに、どの会社が最もうまく監視業務をこなせるかといったら、一番新しい機器を使っているところに大体なるのです。逆に言うと、古い方はできないということが起こってしまうのです。これは事実今まで起こっています。ということから、今回の話について、リースの契約の状態がそのサービス契約ではなくて機器の契約になっているので、新しいものを迅速に入れ替える、追加することができるか、入換えができるかということが、今回の事業者の応札しようとするところは必ずしもリース会社ではない場合にどうなるか、そこを心配しました。ですので、このことについては、それはもう望まないのか、それとも業務の範囲義務に入れてほしいというなら、今度はサービス提供とは言わなくても、少なくとも最低価格では厳しいと思うのです。そうすると評価方式が変わってしまいます。そういったこともあって、このような質問をさせていただいています。あと2年少しあるということなので、先のことは誰にも分からないわけですが、何かが起こったときのことは予測される話ですので、あえてこのようなことを申し上げました。競争性を上げる観点と、今のようなバランスの取り方というのをどう考えるかはここでは記録として残しておいたほうがいいのかと思ったものですから、このような質問をしました。回答をお待ちいたします。

○堀内課長 御指摘ありがとうございます。セキュリティの観点と、競争性の観点と、これらを踏まえて内部で確認して、仕様書を修正したいと思います。

○大山専門委員 よろしくお願ひします。

○堀内課長 ありがとうございます。

○宮崎専門委員 前回までの入札参加状況を見ますと、B-4-1に1者になっておひまして、参加されなかつた方のヒアリングをされていると、必要な人員体制確保が困難と判断したとなつておひましたので、そこが前回1者の要因と分析されていると思われまひす。それで、今回、機器賃借と監視に分けておひだひいて、B-2-1の機器賃借の仕様書を見ると、これは年に2回程度6拠点を更新するということでしたので、少なくとも機器賃借に関しては、前回の人手の確保が困難というところはあまりないのかと思つておひますが、こちらに関しては複数参加されると期待されていると考へてよろしいでしょうか。その点、確認の質問です。

○堀内課長 前回、3つの業務が1つにまとまっていたということもあつて、まず応札される業者が少なかつたということ、また応札された業者におひいても、PCのヘルプデスクとか、マルチスキルな要員をそう長期間維持するのは非常に難しいという御意見もあひましたので、そういった観点で今回は2つに分けて、さらに運用支援業務におひいても、必要なスキルの要件の見直しとか業務の見直しを行つておひます。そういったところで、複数の業者が参加できる、障壁は少なくなつたのかなとは思つておひます。

○宮崎専門委員 承知いたしました。よろしくお願ひいたします。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から、何か確認すべきことがあればお願ひします。

○事務局 ありがとうございます。いただきました御意見の中で、修正を伴う御検討いただきたいというところは1点、セキュリティ監視支援業務におきまして、セキュリティ監視機器が有する監視機能の及ばないインシデントに関する責任範囲について、仕様書への記載を追加することについて機構で検討する、ということでしたが、こちらの内容でよろしいでしょうか。

○堀内課長 仕様書の内容について検討の上、また御連絡したいと思います。

○事務局 ありがとうございます。大山委員、こちらで問題ないでしょうか。

○大山専門委員 見せておひだひいて判断したいと思います。

○事務局 かしこまりました。そうしましたら、事務局からは以上になります。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 今の確認ですけれども、この実施要項案の仕様書に、セキュリティについての記載を追加したいということによろしいですか。

○堀内課長 はい。仕様書のほうに追加したいと思っております。

○関野主査 分かりました。

○事務局 それでは、本日の審議を踏まえまして、国立研究開発法人海洋研究開発機構におきましては、その点につきまして引き続き御検討いただきまして、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○堀内課長 ありがとうございました。失礼いたします。

(国立研究開発法人海洋研究開発機構 退室)

(農林水産省 入室)

○事務局 続きまして、現場技術業務の実施要項（案）について、農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室、上條課長補佐から御説明をお願いしたいと思います。

○上條課長補佐 ただいま紹介いただきました農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室の上條でございます。それでは、私のほうから、現場技術業務民間競争入札実施要項（案）につきまして説明させていただきます。

資料につきましては、まず資料C-3を御覧いただきたいと思います。資料C-3において、業務の概要を説明させていただきまして、その上で実施要項（案）に基づいて内容を御説明したいと思います。

まず資料C-3でございますけれども、この現場技術業務の業務内容について記載したものになってございます。現場技術業務につきましては、農林水産省、沖縄総合事務局における国営の土地改良事業等の事業執行において、事業促進、また公共工事の品質確保を目的として、工事の設計、監督、関係機関等との協議、また事業実施に関する作業を行うものとなっております。

概要の真ん中を見ていただきまして、事業所が行う業務というものがありますけれども、左側に、事業所が自ら行う業務というもので、事業進捗管理、予算管理、契約手続など、それ以外の業務について、民間事業者と連携して行う業務として、現場技術業務という形で実施しています。このうち、四角で白く囲った部分ですけれども、監督支援型につつま

しては、積算資料の作成、工事の施工管理、各種協議資料の作成、事業実施に関する資料等の作成といった監督員の作業を補助するものとなっております。

事業促進型は、この監督支援型の業務に加えまして、調査・測量・設計業務に対する調整、工事に関する調整、地元農家などの関係者に対する説明、あと河川協議などの関係機関との協議・調整といった、これまで国の職員が行っていた業務、特に協議・調整に関する業務を発注者と民間事業者が連携して行うというものになってございます。

なお、業務に関する最終判断については、発注者の権限となっております。

右側の写真は、主な業務というものとして載せてございます。

また、下の段については、北海道開発局のほうから説明がありますけれども、発注者支援業務（監督支援業務）ということで、北海道開発局において実施されているものとなります。

続きまして、資料C-2-1に基づきまして、実施要項（案）の内容について説明したいと思います。

まず、資料C-2-1の15ページを御覧いただきたいと思います。2の実施期間に関する事項についてでございます。令和5年度から実施する現場技術業務の実施期間としまして、2ヶ年、3ヶ年、あと5ヶ年の複数年度契約を予定してございます。各実施期間の予定件数は、現在予定している件数として、2ヶ年が24件、3ヶ年が1件、5ヶ年が1件でございます。

続きまして、18ページを御覧ください。3-4の競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件についてになります。こちらは、(1)で中立公平性に関する要件として、事業促進型において、当該業務に関連する業務及び工事の受注者等について、入札に参加できないという規定がございましたけれども、入札参加を控える原因となる民間事業者からの意見を踏まえまして、該当する要件を削除する形にしています。これまで、中立公平性確保の観点からこれらの要件を設定していたというところだったのですが、民間事業者の要望を踏まえて、要件を削除してございます。これにつきましては、事業促進型の業務の実施については、発注者の指示及び承諾行為を管理技術者に行いまして、技術員等は管理技術者の管理下において作業を行い、業務に関する最終判断については、発注者の権限としておりますので、仮に自社が実施している調査・測量設計業務の調整を行うことになったとしても、最終判断は発注者の権限で行うということから、中立公平性は確保できると考えてございます。

続きまして、20ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、配置予定の技術者の資格要件についてでございます。事業促進型の主任技術者につきましては、調査・測量・設計担当部門と、21ページにあります施工担当部門の部門ごとに配置することになっております。管理技術者については、資格を有する者と同等の能力と経験を有する者も含めていましたけれども、同様に主任技術者の資格要件についても、同等の能力と経験を有する者であることを追加してございます。経験年数については、監督支援型の管理技術者と業務レベルが同等ということであることから、大学卒13年以上相当の能力と経験を有する者と設定してございます。

続きまして、24ページを御覧いただきたいと思います。これは、入札に参加する者の募集に関する事項についてでございますが、賃上げの実施の表明について追加しています。これは、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」ということで財務大臣通知が出されておまして、全ての調達案件が対象となったことから、これも既に取り組んでいる事項について記載したものでございます。

続きまして、25ページですけれども、こちらは、入札に参加する者の募集に関する事項についてですが、これは、国庫債務負担行為に係る契約の場合の手持ち業務量の考え方を明確に示したものになります。

続いて、43ページ以降は現場技術業務の別紙資料になりまして、49ページを御覧いただきたいと思いますが、黄色のハッチングしてある部分でございます。注2のところでございますけれども、こちらは、民間事業者に意見を聴き取った結果を反映したのになります。これまで、企業の災害対応活動実績として、査定設計書の作成に限定していたところでございますが、実際の災害対応の活動については、被災状況の確認、調査・測量など、査定設計書の作成以外の対応もありますことから、査定設計書の作成に限定しないものとして、この記載を削除してございます。

最後、78ページから80ページには、技術提案書評価基準の標準例として載せてございます。

以上が実施要項（案）の説明になります。

続きまして、資料C-4-1に基づいて、契約等の状況について説明したいと思います。資料C-4-1を御覧いただきたいと思います。

この現場技術業務の市場化テストにつきましては、令和3年度を第1期として開始してございます。令和4年度を第2期として実施してはいますが、1期目については、令



和4年度末に業務完了になりますので、業務実施に伴う品質の確保等の成果については、完了後の確認になると考えておまして、今回は契約状況について説明したいと思います。

まず、表の上の青部分の契約状況等のところですが、応札者数についてです。令和3年度の1期目は、2ヶ年の実施部分が32件、3ヶ年が3件の計35件の契約がございました。そのうち応札者数は53者で、1者応札は22件、複数応札は13件ということで、1者応札の割合は約63%でありました。この1者応札の比率につきましては、市場化テスト開始前年に比べて、若干ではありますが、低くはなっております。令和4年度の2期目は、事業促進型を開始しまして、2ヶ年が12件、3ヶ年が1件、契約がございまして、そのうち事業促進型が2件の契約になります。応札者数は23者で、1者応札は3件、複数応札は10件で、1者応札の割合については約23%ということで、1者応札の割合については1期目よりもさらに低くなっている状況ではございます。なお、事業促進型については、2件実施していますけれども、いずれも1者応札となっている状況でございます。

続いて、落札率については、令和3年度の1期目が約94%、令和4年度の2期目は約91%ということで、若干ではありますが、落札率が下がっている傾向となっております。

以上、私のほうから現場技術業務の説明を終わります。

続いて、北海道開発局のほうから発注者支援業務の説明をさせていただきます。

○正野課長補佐 続きまして、国土交通省北海道開発局農業設計課の正野が説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元に資料C-3、カラフルなポンチ絵を御用意いただきまして、その下の部分でございます。抹茶色の部分で、発注者支援業務と書かせていただいているところが、当局でやっているものでございます。中身は、先ほど農林水産省のほうから説明がございましたが、ここにあります①請負工事の契約の履行に必要な資料の作成のほか②から⑥のような業務内容でございます。

続きまして、資料C-2-2について説明させていただきます。資料C-2-2をお手元に用意いただきまして、今回は主な変更点を中心に説明していきたいと思っております。

まず、資料C-2-2の61分の5ページをお開きください。黄色でハッチングしているところがございます。④遠隔臨場についてと記載してございます。これは発注者支援業務において遠隔臨場を今回できるようにしたものです。これによって、事務所と工事現場

をウェブカメラでつなぎまして、工事現場に行かずとも工事状況や施工状況が確認できるということになります。今回、私どもは広大な北海道で事業を実施してございますので、事務所がある町なかと工事現場の距離が非常に遠いということもありまして、施工状況の確認を遠隔で行えるということで、移動時間の短縮につながるとともに、現地立会に行く日程調整の手間が減ると考えてございます。これは、業界団体とのヒアリングも行いまして、業務の効率性向上のためにもぜひ入れてほしいということで入れた背景もでございます。作業効率の向上、それから業務の魅力向上につながればと考えているものでございます。

続きまして、資料の14ページ目をお開きください。14ページ目に、予定担当技術者に求める資格を記載しております。これまで、ここに記載しております技術士とか一級土木施工管理技士とか農業土木技術管理士という資格を求めてまいったところでございます。今回は、これらの資格に加えまして、黄色で書いております一級土木施工管理技士補というものを追加しております。これは、これまでの資格に比べて取得が比較的簡単なものでして、担当技術者の確保につなげたいということから入れたという背景でございます。

続きまして、16ページ目をお開きください。16ページ目の中ほどに従業員の賃上げ計画の表明書ということを書いております。これは、先ほどの農林水産省からの説明にもありましたとおり、従業員の賃上げを表明する場合に加点するといった内容でございます。加点の点数等は、19ページの一番下のところで点数とか中身、あと20ページにも引き続き記載しているところでございます。

これで資料C-2-2の説明を終わらせていただきまして、続きましてC-4-2の横表の資料をお手元に御用意ください。

今回、北海道開発局でやっています発注者支援業務のこれまでの契約状況を整理したものでございます。市場化テストは令和3年からスタートしまして、令和3年度を1期目、令和4年度を2期目ということで、今回この2年分について説明いたします。

まず応札者数でございます。表の一番上の契約期間、青色の一番上の部分を御覧ください。契約件数ですが令和3年度は、単年度が24件、2ヶ年が3件の契約をしてございます。令和4年度は、単年度が22件、2ヶ年が1件、3ヶ年が1件の契約をしてございます。事業実施者数は、両年とも6者、全て1者応札でした。

一方で、説明会参加者数の欄に書いてございますが、仕様書の取得者数が、令和3年度が28者でしたけれども、令和4年度が36者に増加しておりまして、業務に対して興味を持っていただいているとは思っております。

また、表のピンク色の中ほどに、業務責任者の資格・実務経験を記載しております。これは、これまでどのように緩和してきたかというところを書いてございますが、令和3年度は、予定管理技術者の資格・類似業務に、国営業務のほか、都道府県営土地改良事業等で発注した農業土木設計における構想・基本・実施設計業務を追加しました。また、令和4年度には、予定管理技術者の同種・類似業務について、公物管理補助業務を類似から同種に格上げを行いました。

このように、これまで管理技術者の条件緩和を行ってまいりましたけれども、なかなか結果が見えていないというところから、令和5年度は、技術者不足で確保が困難になっている予定担当技術者の確保につなげるという観点から、担当技術者の資格要件に、取得が比較的容易な一級土木施工管理技士補を追加して、競争性を確保したいと考えてございます。

また、業界団体と意見交換を行って、ここに書いてございますとおり、広大な北海道においても遠隔臨場を行って、業務の向上とか、魅力の向上につなげたいということもあわせて、遠隔臨場もできるようにしたいと考えてございます。以上で説明を終わります。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○井熊専門委員 どうも御説明ありがとうございました。現場技術業務の方は、13件中10件の複数応札が成り立っているということで、最近の状況を考えると、そこそこの成果を出しているのかと思います。ただ、もう一方の発注者支援業務というのは、これだけやってずっと1者応札が続いているということについては、抜本的なマーケティングの調査が必要だと思うのです。実施している地域に本当に実施する事業者はいるのかどうか、それからこちらが出している資格要件等、そういったものに適応するような事業者がどのくらいいるのか、あるいは参入意欲はあるのか等、仕様書を取得している人たちが28者、36者とあるわけですから、そういう人たちからの情報をもっと吸い上げて、徹底的な条件緩和を図っていく必要があるだろうと思います。多分今年実施してもそんなに大きな改善には一気にいかないと思うのですけれども、事業者のマーケットをもっと把握していくというところから、せっかくこれだけの方が関心を持っているわけですから、そこはやって積み上げていかないと、状況は改善しないのかと思います。

○正野課長補佐 貴重な御意見ありがとうございました。今回いただいた意見を基に、今回、関係団体と意見交換とか、あと必要に応じてアンケートも行ったりしまして、何が必

要なのか、どこを変えていったら改善できるのかというところを検証していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○関野主査 御説明ありがとうございました。今のお話なのですけれども、C-4-1の現場技術業務の方なのですけれども、C-4-2の発注者支援業務のほうは、説明会参加者数が書いてありますけれども、現場技術業務は、多過ぎて書けないのかもしれないのですけれども、これはずっと説明会をやっていないと解釈するのですか、それとも多過ぎて書けないと解釈するのでしょうか、どちらでしょうか。

○上條課長補佐 現場技術業務についての説明会につきましては、実施していないというところが現状でございます。

○関野主査 それは何か意味があるのですか。

○上條課長補佐 現場説明会は義務づけてはいないで、できるものではあるのですけれども、そこはそれぞれの発注者の判断で、現場説明会をする、しないというのを決めてございますので、その判断によって、していないというのが現状です。

○関野主査 今後も説明会自体はやるつもりはないということですか。

○上條課長補佐 一律やらないということではないので、現状を把握してやったほうがより参加の希望者が増えるような状況であるのであれば、やる意味がありますので、そこは状況を見ながら検討はしていきたいと考えております。

○関野主査 今後のことですので、深くは追及しませんが、よろしくお願いいたします。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 事務局からは特にございません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いします。

○関野主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、今後の実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任していただきたいと思いますが、先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関野主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○上條課長補佐 ありがとうございました。

(農林水産省 退室)

(厚生労働省 入室)

○事務局 続きまして、教育訓練講座受講環境整備事業の実施要項（案）について、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室、谷口参事官から御説明をお願いしたいと思います。

○谷口参事官 厚生労働省参事官の谷口と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、まず私のほうから、教育訓練講座受講環境整備事業の概要につきまして御説明いたします。

資料D-3を御覧ください。横紙の資料です。ページの一番上の四角の中に「教育訓練給付制度の概要」と書いておりますけれども、この事業の前提として、教育訓練給付制度というものがございます。労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講した場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するという制度でございます。

その次の四角ですけれども、今回の対象であります教育訓練講座受講環境整備事業の内容です。この事業の内容は、大きく分けると2つございます。1つ目が、教育訓練給付制度の対象となります教育訓練講座を厚生労働大臣が指定するに当たりまして、教育訓練施設からの指定申請に対しまして、講座の訓練内容等の調査を行います。2つ目が、収集した教育訓練実施者及び指定講座の情報を教育訓練給付制度情報管理検索システムにデータ入力し、インターネットを通じて受給希望者等の国民への提供を行うというものです。

資料の下側のほうに委託事業の流れを記載しております。①は、講座を開設している教育訓練施設が指定を受けることを希望する場合に、事業受託者に申請書類を提出いたします。②で、それを受けまして、事業受託者は提出書類の内容を調査し、確認いたします。例えば訓練内容、期間、カリキュラムとか、教育訓練の受講効果、実績といった事項を調査、確認いたします。③ですけれども、その調査結果を厚生労働省に報告いたします。報告を受けた厚生労働省におきまして、この給付制度の対象となります講座として指定する手続を行います。その後、④ですけれども、事業受託者がシステムにこの教育訓練実施者名とか講座の名称、内容、期間、受講料といった講座のデータの入力を行います。次に、

⑤ですけれども、給付金の受給の手続はハローワークで行いますので、ハローワークのシステムと支給業務上のデータ連携をしております。また、⑥ですけれども、システムに入力されたデータはウェブで情報公開いたします。これによりまして、教育訓練給付の対象となる講座を受講したい方がウェブ上で講座を探することができるというものでございます。事業全体の流れはこのようになっております。

このページの左下のほうに指定講座の数を記載しておりますけれども、全体で1万4,000を超える講座数となっております。この指定の有効期間というのが3年間となっておりますので、本事業におきましては、新規の指定申請だけではなくて、相当な数の再指定の申請に対しても対応する必要があるというものでございます。

この事業の概要は以上でございます。

続きまして、当室の引田補佐のほうから、事業の実施要項（案）について御説明させていただきます。

○引田室長補佐 厚生労働省若年者・キャリア形成支援担当参事官室の引田でございます。私のほうから、この実施要項について御説明をさせていただきたいと思っております。

実施要項は、資料4-2というものがございます。また、もうちょっと見やすさということではD-2というものがあるかと思っておりますので、両方を合わせて見ていただけるとありがたいと存じます。よろしくお願いたします。では、御説明をさせていただきたいと思っております。

これまで2期にわたり本小委員会から様々な御提案、御指摘をいただきまして、厚生労働省といたしましても、競争確保に向けて誠実に取り組んでまいりました。今回もこれまでの御指摘を踏まえて本実施要項を作成するに当たって留意した点は、主に、最初に申し上げますが、次のとおりでございます。

まず、応札者の負担軽減を考えまして、実施要項は必要な情報に記載を絞るとともに、文言等も整理いたしました。また、これまで別紙等を参照しなければならなかったような事項についても、業務の内容でございますので、実施要項に盛り込みまして、理解しやすさと読みやすさを重視してこの要項は作成しております。

また、郵送申請から電子申請へ、これまでずっと郵送申請で受け付けていたのですが、令和5年度から電子申請を採り入れたいということで、正式には政府のe-Govを通じた運用は、令和5年度中にシステム開発を行い、令和6年度からの運用ということになる予定でございますが、その前段として、令和5年度においてはエクセルデータによ

る調査票の受付をできるようにしたいと考えて、今回の事業を進めようとしているところでございます。

では、要項の1ページ目から順を追って説明をさせていただきます。

具体的には、例えばでございますが、この要項は、かなり冗長な部分がたくさんあったところでございます。例えば2の(1)、事業の目的という表題にさせていただいております。ここには、制度の経緯のようなものが記載されていましたがけれども、今回作成するに当たって、こういった経緯というのはなかなか事業者にとっては読むのは負担かなと、また、事業内容に大きく関係するものではございませんので、そういった部分については順次削除させていただいているということでございます。

また、続きまして、次のページから本格的に内容に入るわけでございますが、(4)の①以降、これは従前の要項とかですと、もっと簡略化した中身とか、またこれ以降のページでございますそれぞれの事項につきましては、先ほど申しましたように別紙1の中に記載がありまして、ここについては項目だけが並んでいたということで、今回要項を作成させていただくに当たっては、こういった細かい運用についてもきちんと要項に書かせていただいて、この読みやすさ、もちろん別紙1にはさらにブレイクダウンした話を書いてあるわけですが、この考えやすさというものを重視して作っているというところでございます。

続きまして、また見ていただきますと、今度はその要項の3ページ目のところに、先ほどちょっとお話いたしました電子申請の話というのが少しずつ出てまいります。この電子申請でございますけれども、取りあえず来年度については、このエクセルで表を作りまして、この表を取り込めるようにして、その紙申請の負担というものを、チェックの負担とか、それは例えば数字のチェックなどという負担を少しでも軽減しようということで、そういった手続を取るようにさせていただいているところでございます。また、細かい幾つかの負担とか、そういったものもいろいろ軽減させていただくという方向で進めているところでございます。

それ以降のページにつきましても、あらかじめ先にちょっと進めさせていただきますと、8ページに業務の引継ぎというものがございます。こちらについても、従前ですとちょっとふわっと書いていたものでございますけれども、今回については、旧の事業者と後の事業者、それをさらに受けた別の事業者がうまく引継ぎができるように、それぞれの記載について分けさせていただいています。また、その際に、従来はなかったその引継ぎについ

では、厚生労働省がきちんと支援を行って引継ぎも行えるように、とりわけきちんと記載させていただいて、我々としてもその業務の引継ぎが適正に行われるように図っているということで業務を組み立てているところでございます。

これ以外にも、続いてそのページから、さらに（６）のところに、業務の改善策の提出に関する事項ということもでございます。以前の要項ですと、この改善策の提出については、半期ごとに出しなさいよと、これがちょっと「必ず」と読めてしまうようなことではありましたが、今回につきましては「必要に応じて」という形で、製造方法を下げて対応するというので、こういった軽減策はあまり大きな軽減策と捉えられないのかもしれないかもしれませんが、様々な業務について負担感を覚えないように設定させていただいているということでございます。

ただ、いずれにしろ、本業務でございますが、様々な受託のしやすさということを我々としてもこれまでの経験、御指摘等を基に入れさせていただいております。ただ、その一方で、この業務は、国の給付金のその前段となる講座の指定ということもございまして、なかなか審査の中身について軽減がちょっと難しい部分も幾つかあるのではないかと、我々としても考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、要項について、私からの説明は以上にさせていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。資料D-4で過年度の契約状況のところを見ますと、1者応札が継続している状況かと思えます。特にその説明会に参加された方のヒアリング結果を見ますと、説明会で審査資料原本を見たが、複雑な工程を要する、高度な判断が必要になるといったところで、国の教育訓練給付の指定になるかどうかというこの研修内容の確認が大変なのかなという意見があると思っております。そこは、おっしゃるように、教育訓練給付金の対象になる研修かどうかという審査はしっかりやらなければならないというのはそのとおりだとは思いますが、他方で、判断基準がブラックボックス化していたり、何をどの程度やればいいのかということが分からないと、なかなか入札参加に手を挙げづらいのではないかと思いますので、この入札要項を見た範囲では、判断基準とか調査票チェック表とかがあるという記載はあるのですが、説明会で配られる



か、説明されるか、具体的にどういうことをやればいいのかというのをしっかり説明して  
いただいて、何かしら実施するように工夫していただければと思っております。

○引田室長補佐 はい。

○宮崎専門委員 D-2の実績の時間ですが、P68/53を見ますと、令和4年度の実績  
2万3,000時間のうち1万2,000時間がこの調査にかかっておりますので、恐らく  
これがかなりの割合を占めるということで、厚生労働省としても、審査する重要な基準で  
すから、何をどこまでやれば良いのかということが明確になるようにしていただいて、さ  
れているとは思いますが、それを説明会等で参加希望者にしっかり分かるように伝えてい  
ただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○引田室長補佐 厚生労働省の引田でございます。御指摘ありがとうございます。御指  
摘を踏まえまして、入札説明会等では、そのようなことが分かりやすいように御説明をさ  
せていただきたいと思います。

ただ、一方で、この事業でございますが、講座数は、例えば講座は、専門実践、特定一  
般、一般と3種類の講座があるのでございますが、一般教育訓練給付だけで講座の種類が  
300講座ありまして、それがさらに800講座近い講座を見なければいけないというこ  
とがございます。そういった部分もありますので、我々としてもできる限りの情報を出し  
ていこうと思っておりますが、併せてそれを踏まえて勉強していただいて、その資料のチェッ  
クをしていただくということがどうしても生じてきますので、そこは御理解いただければと  
思います。

○宮崎専門委員 承知いたしました。よろしく願いいたします。

○関野主査 御説明ありがとうございます。今の説明によりますと、今回の実施要項で  
は、いわゆる電子といたしますか、エクセルでやることは可能ですということだろうと思  
うのですが、その説明をするときに、要項の一番最後、D-2のP68/68、別紙8でも構  
わないのですが、前回と同じようにデータの入力ということが書いてあって、それはなく  
ならないのだろうと思っております。ここを何とかもう少し、従来とは変わって、手入力をしな  
くても良いですというようなことは書けないのでしょうか。

○引田室長補佐 厚生労働省でございます。御質問ありがとうございます。厚生労働省の  
引田でございます。今回、エクセルでデータを出していただいたものについては、自動で  
取り込めるようにしたいと考えておりますので、その記載については追加をして記載した  
いと思っております。

○関野主査 ④のデータの入力というところを……。

○引田室長補佐 そうですね。ただ、7ページのところに、その部分についてのパンチ入力は不要であるというのは書かせていただいているのですけれども。

○関野主査 「不要となる見込み」と書いてあります。パンチ絵ですけれども、何か「郵送のみ入力」または「電子申請の場合は不要」と書く等。

○引田室長補佐 分かりました。そこはパンチ絵のほうに追記をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。これは、純粋な民間の企業が出ないというのは、この膨大な作業に何か泥沼のように巻き込まれていくというのを恐れているのではないかと思うのです。さきほど勉強が必要だという御発言がありまして、それはそのとおりだと思うのですけれども、その一つ一つに対して本当に勉強しなくてはいけないのだと思ったら、民間は出ないと思えます。いろいろ吸収すべき知識はあるのですけれども、それを分かりやすく発注者のほうでまとめますから大丈夫です、のような安心感を与えないと、民間は出ないと思えます。

それからあと、細かい点ですが、引継ぎのところ、「前の受託者は〇〇しなければならない」という表現があるのですけれども、この要項というのは発注者と新しい受託者の間の契約書類の一部なので、第三者である前の事業者には「〇〇しなければならない」と書くのはあまり適切ではなくて、そのようにするように、発注者がそうせしめるみたいにかいたほうが正しいと思えます。

○引田室長補佐 厚生労働省、引田でございます。御指摘、御質問ありがとうございます。御指摘については、そのとおりかと思えますので、引継ぎの記載については修正をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から、何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 御審議ありがとうございます。実施要項の修正箇所は2点と考えておりまして、1つ目としては、実施要項（案）の最終ページのパンチ絵になるのですけれども、そのデータ入力に関する記載が抜けているのではないかという御指摘をいただいているので、そちらに関しては、分かりやすいように修正していただけるということでよろしいでしょうか。

○引田室長補佐 厚生労働省でございます。修正させていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

最後に、業務の引継ぎのところに係る文言の書きぶりについてですけれども、改めて検討して修正していただけるということで、大丈夫でしょうか。

○引田室長補佐 厚生労働省でございます。修正させていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

ほかに委員の先生の意見で、私の漏れがなければ、特に私からはございません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、厚生労働省におきまして引き続き2点ほど修正をいただきまして、事務局を通して、各委員が確認した後に、手続を進めるようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省 退室)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 入室)

○事務局 続きまして、システム技術支援業務の実施要項(案)について、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構安全・信頼性推進部杵野部長から御説明をお願いしたいと思います。

○杵野部長 それでは、御説明させていただきます。私は、宇宙航空研究開発機構 JAXA の安全・信頼性推進部の杵野と申します。本日はよろしくお願いたします。

安全・信頼性推進部は、JAXA 全体のシステム安全あるいはその信頼性、品質のミッション保証活動の推進等に係る業務を行っておりますが、市場化テストの対象になっておりますシステム技術(安全・ミッション保証技術)支援業務は、これら安全・信頼性推進部の活動への技術支援をしていただくものになっております。

第2期におきましては、新規事業者の参入を容易にするために、本業務の安全評価に係る技術支援業務、安全・ミッション保証技術研修に係る技術支援業務、それから安全・ミッション保証に係る ESA/NASA/JAXA 三極会合支援という3つに分割して入札・契約を実施してきております。前回の小委員会において、この第2期の御評価をいただきました結果を反映して、次期の計画を検討してまいりました。これから3件それぞれにつきまして、その詳細を担当から御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○葛西技術領域主幹 JAXAの安全・信頼性推進部の葛西と申します。それでは、システム安全に係る契約について御説明いたします。

本業務では、人工衛星の運用管理（スペースデブリ発生防止、再突入安全、宇宙交通管理）に係る安全要求等の作成・維持支援を行う契約を結んでおります。

○佐藤主任研究開発員 業務の内容について、別添1の調達仕様書で説明させていただきます。

こちらの3の要求事項のところで作業要求を書いてございまして、人工衛星の運用管理（スペースデブリ発生防止、再突入安全、宇宙交通管理）に係る安全要求等の作成・維持支援として、スペースデブリに関する標準類の作成に関する技術支援に係る国内調整をしていただくとともに必要な会議資料を作っていただくというのが一つと、それから2つ目は、国際調整に必要な英文の会議資料及びその調整結果の資料を作っていただくというのが業務の中身になってございます。

この技術支援の具体的内容としましては、軌道上のごみのスペースデブリの発生防止に係る規制類の改訂、それから新規規制案等々の標準類に関する技術調整を行っていただく、というようになっています。

○葛西技術領域主幹 システム安全については以上となります。

○鈴木技術領域上席 では引き続きまして、研修に係る業務の御説明をしたいと思います。資料はE-2-2になります。これは安全・ミッション保証技術に関する研修の技術支援の業務になります。

4ページ目を見ていただきますと、対象公共サービスの概要が書いてあります。JAXAは研究開発業務において行う安全確保及びミッション達成のために必要な研修を行いますが、このための研修スケジュール管理とか研修の準備、当日の研修実施、それから実施結果のまとめなどをお願いすることになります。それでは、今回改善したところをかいつままで御説明させていただきます。

まず、E-2-2の資料の8ページ目になりますけれども、本業務の実施に求められる要件として、宇宙分野に限らず、従来から鉄道とか自動車は書いてあったのですけれども、ここに航空を加えまして、より広げております。つぎに、一部の講師については外注を可能とするということにしまして、全員が社員ではなくてもできるような形にしたということです。また、教材については、JAXAから提示する教材を使うことができますという

ことに直しまして、これらの措置により、今まで参入できなかった業者も参入できるような方向にできないかと考えております。

次は21ページになります。これは調達仕様書の中身になりますけれども、ここに先ほど申しましたことが書いてあるのと、もう一つは、この研修の中には、JAXAが講師を行わないといけないような最新の情報とか、JAXAしか持っていない情報を使った講義もありますので、この部分についてはJAXAが行うということを書いております。

中段の研修準備支援の項目の5行目から、「システム安全・軌道利用安全のレベル1及びレベル2における軌道利用安全の講義はJAXAが実施する」といった形でJAXAが実施するものを明記する形で、業者との関係での分解点をはっきり書いております。

それから、その下に、教材については、JAXAから提示するものを使っていいということ、加えて、オンライン会議での対応も可能だということにしております。現在、実際に研修自体はオンラインでかなり行っておりますので、これは現状に合わせた改善ということになっております。この研修に関しては、この点がポイントになります。

では次に、もう一つの安全・ミッション保証に係るESA/NASA/JAXA三極会合支援業務の御説明に移りたいと思います。資料E-2-3になります。

まず、4ページ目になりますが、事業の概要を御説明させていただきます。本事業は、JAXAが研究開発事業における安全確保及びミッション達成のために行うESA/NASA/JAXA間の協力活動について業務の支援を受けるものになります。

4ページ目のポイントは、業務の詳細な内容については、表現を直しただけのところを除きますと、TRISMACの企画支援というのが削除されております。これは後で御説明いたしますが、次期の契約期間には、そのTRISMACをJAXAが企画することはタイミングとしてありませんので、今回は削除しました。

つぎに、8ページ目の要件のところですが、ここも表現を改めております。従来から鉄道とか自動車は書いてあったのですが、宇宙分野に限らず航空も加えるということにしております。

それから、その要件の中に宇宙固有の表現が若干混ざってましたので、より一般産業界で用いられるような表現に直すということで、例えば「システム安全」という言葉はやめて「安全性」という言葉に直しております。それからあと、「ソフトウェア安全・開発保証」という言葉も改めておまして、要するに通常の一般産業界における表現に合わせた形にして、一般産業界からの参加を可能とするように改善しております。

また、同じページにありますけれども、欧米との技術調整をするのですけれども、今までは使用する言語をはっきり書いていなかったもので、今回は「英語による」という表現も加えております。

これらの点については、調達仕様書にも同じような記述があり、E-2-3の資料の21ページ、22ページになりますが、ここも、先ほどのTRISMACが削除されて、三極会合だけになっていたりします。

それからあと、Teamsなどのリモート参加による手段も使われておりますので、そういったものを取り込んだりしています。

それから、使用する言語についても記述し、日本語や英語という文言を加えています。

先ほど、次期契約期間では、JAXAがホストとして開催されるTRISMACはないということを話しました。D-3-3の資料ですが、この業務概要の最後のページに、三極会合TRISMACの開催実績と見通しを書いています。三極会合自体は1.5年、つまり、1年半に1回程度の頻度で実施しているのですけれども、次期契約期間では、2024年にヨーロッパ宇宙機関ESAがホストになって開催する三極会合が計画されています。それから、2025年になりますけれども、このJAXAがホストになる三極会合があります。

その下の欄にTRISMACというのがありますが、これは、見ていただきますと、三極会合の一回置きに実施されておまして、次期契約期間ですと、ヨーロッパ宇宙機関がホストになって開催するものだけであります。つまり、JAXAがホストになって開催するものはありませんので、次期契約から削除したということになります。

業務の概要と改善点について、御説明は以上になります。

○空野部長 若干、最初の件について補足させていただきます。

資料E-2-1の8ページを御覧下さい。これは、安全評価に係る技術支援業務で、前回の評価のときに、専門能力が必要なために、宇宙事業以外の事業者が入札するときには外注が必須になるというお話もあり、現行の実施要項では、「宇宙分野以外の一般工業における安全設計に係る業務」というものが書かれておりますけれども、やはりここは現実に即して、それを削除いたしまして、宇宙分野の中で追求するということにさせていただいております。この点だけ、主なポイントですので、御紹介させていただきました。

それでは、3件につきまして、JAXAからの説明は以上になります。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございました。宇宙分野は特殊なものではないということをお説明するということの姿勢が随所に反映されていて、かつてに比べるとすごく改善されたのではないかと思います。

あとは、このJAXAの意向をいかに説明会等において、人に伝えるかということになると思いますので、何か分からないことがあれば、JAXAがいつでもしっかり教えます等、そのような姿勢を書いても良いですし、それから現場説明会で説明するのも良いので、修正した姿勢を応札する人にぜひ伝えるような取組を何かしていただければと思います。

○壘野部長 御意見をありがとうございます。今回、応札につきましては、幅を広げていくということにつきまして、我々も、委員ご指摘のように考えておりますので、できるだけその機会を捉えて、JAXAがそういう姿勢であるということをお訴えていきたいと考えております。ありがとうございます。

○井熊専門委員 よろしく申し上げます。

○関野主査 御説明ありがとうございました。1点、確認なのですが、3つの業務があつて、それぞれ、従来の実施に要した人員というのが書かれており、12人から13人等と書いてありますけれども、これらの人員は重複しているということはないですか。これまではずっと同じ有人宇宙システムがこれらの業務を実施しているので、実施要項を見た方が、結局何人必要なのかというのは分かりやすいのですが、3つの業務の間で重複はしていないのか、確認ですが、お願いします。

○鈴木技術領域上席 JAXAの鈴木からお答えさせていただきます。基本的には重複しておりません。やっている業務が個々に異なっておりますので、そういう形でやっております。

○関野主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から、何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 事務局でございます。事務局のほうからは特にございません。

御審議どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、今後の実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思います。先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関野主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

○壺野部長 ありがとうございました。

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 退室）

— 了 —